

新型コロナウイルス感染症対策 資金繰り支援策・商店街支援策について

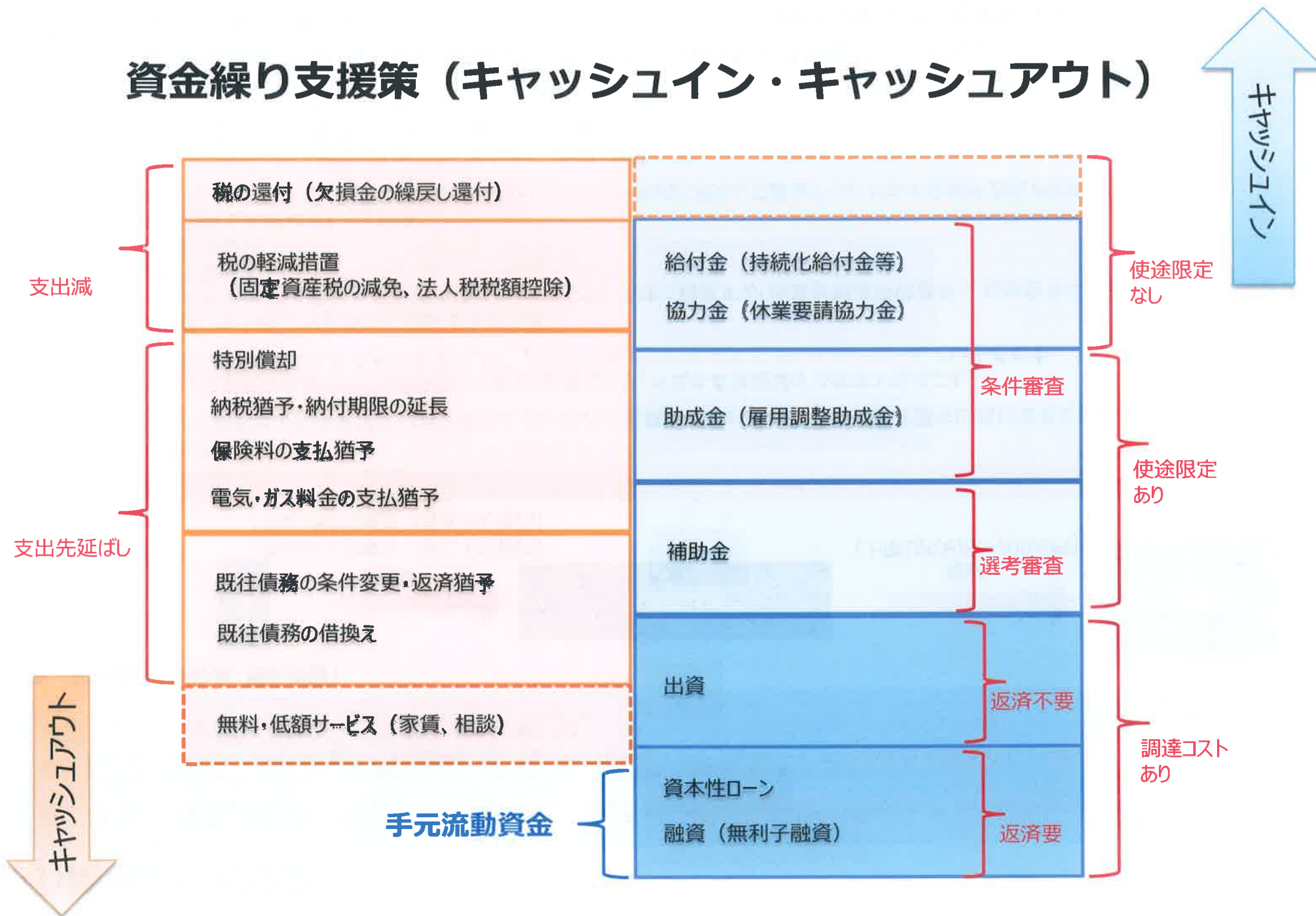
令和2年6月22日

近畿経済産業局 産業部 流通・サービス産業課

1. 新型コロナウイルス感染症対策 資金繰り支援等について

- ①～④ 給付金／助成金
- ⑤～⑩ 補助金
- ⑪～⑮ 融資
- ⑯～⑱ 出資等
- ⑲～⑳ 税制
- ㉕～㉖ 相談体制など

資金繰り支援策（キャッシュイン・キャッシュアウト）



① 持続化給付金

- 事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、**事業全般に広く伝える給付金**。
- 農業、漁業、製造業、飲食業、小売業、作家・俳優業などの**幅広い業種**で、**事業収入（売上）を得ている法人・個人の方が対象**。

予算（対象者、対象行為、補助率等）

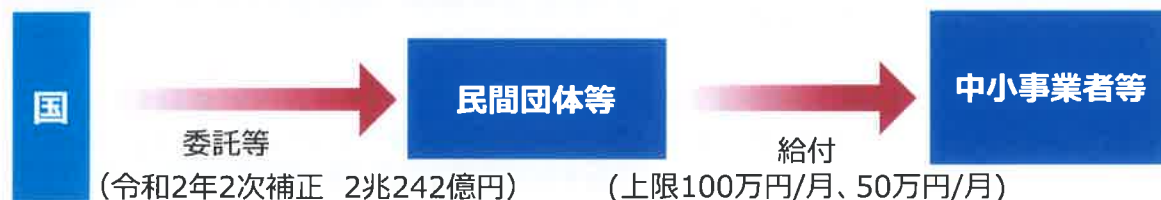


項目	内容
対象	・個人事業者 ・法人（資本金10億円未満又は資本を融資ない場合は従業員2,000人以下） ※任意団体は給付対象とならない
給付対象者	・ 2019年以前から事業により事業収入(売上)を得て おり、今後も事業継続する意志があること。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、 ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少 している事業者。
不給付要件	(1) 国、法人税法別表第一に規定する公共法人 (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者 (3) 政治団体 (4) 宗教上の組織若しくは団体 (5) (1)から(4)までに掲げる者のほか、給付金の趣旨・目的に照らして適当でないと中小企業庁長官が判断する者
給付内容	法人200万円、個人事業者100万円 ※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。 <売上減少分の計算方法> 前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)
申請期間	令和2年5月1日～令和3年1月15日
参考情報	申請方法は電子申請 電子申請が困難な方は申請サポート会場を利用(予約電話0570-077-866)
問合せ先	事業化給付金事業 コールセンター(0120-115-570) 近畿経済産業局 中小企業課(06-6966-6024)

②家賃支援給付金

- 固定費の中で大きな負担となっている地代・家賃の負担軽減を目的として、テナント事業者に対して給付金を支給。

予算（対象者、対象行為、補助率等）



理論上、給付上限額は、
法人600万円(6ヶ月)
個人事業者は300万円(6ヶ月)

項目	内容
対象	法人(資本金10億円未満又は従業員2,000人以下)、個人事業者
要件	令和2年5月～12月において以下のいずれかに該当する者 ①いずれか1ヶ月の売上高が前年同月比で50%以上減少 ②連続する3ヶ月の売上高が前年同期比30%以上減少
給付内容	申請時の直近の支払家賃(月額)に基づき算出される給付額(月額)の6倍(6ヶ月)。給付率・給付上限額は下図の通り。
申請期間	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>給付額(月額)</p> <p><法人の場合：1カ月あたり></p> <p>(上限) 100万円</p> <p>50万円</p> <p>0 75万円 225万円</p> <p>支払家賃(月額)</p> <p>給付率2/3 給付率1/3</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>給付額(月額)</p> <p><個人事業者の場合：1カ月あたり></p> <p>(上限) 50万円</p> <p>25万円</p> <p>0 37.5万円 112.5万円</p> <p>支払家賃(月額)</p> <p>給付率2/3 給付率1/3</p> </div> </div>
問合せ先	近畿経済産業局 中小企業課(06-6966-6024)

③自治体の協力金

- 各自治体においても、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした**自粛要請等に協力いただいた事業者へ協力金等※**を支給

※和歌山県は自粛要請の協力金ではなく、事業継続のための支援金

	対象者	支援内容	担当部署	問い合わせ先	関連URL
福井県	県の休業等の要請に応じて、要請期間中、全面的に協力いただける中小企業および個人事業主 <u>(終了)</u>	中小企業：50万円 個人事業主：20万円	福井県緊急事態措置コールセンター	0776-20-0766	https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/sinsan/kyoryokukin.html
滋賀県	県内に事業所がある中小の事業者のうち、県の休業要請を受け、協力頂ける事業者 <u>(6月26日まで)</u>	中小企業：20万円 個人事業主：10万円	滋賀県緊急事態措置コールセンター	077-528-1344	https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotsangyou/syougyou/311523.html
京都府	府から施設の使用制限による休業要請等に対し、ご協力いただいた中小企業・個人事業主 <u>(6月15日まで)</u>	中小企業：20万円 個人事業主：10万円	京都府緊急事態措置コールセンター	075-414-5907	http://www.pref.kyoto.jp/sanroso/news/coronavirus-kyuhukin.html?mode=preview
大阪府	府から施設の使用制限による休業要請等を受け、特に深刻な影響を被っている中小企業・個人事業主を対象 <u>(6月20日まで)</u>	中小企業100万円 個人事業主50万円	休業要請支援金相談コールセンター	06-6210-9525	http://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/kyugyoshienkin/index.html
兵庫県	新型コロナウイルス感染症にかかる休業要請などに応じた中小法人及び個人事業主 <u>(6月30日まで)</u>	中小企業100万円 (飲食店等30万円) 個人事業主50万円 (飲食店等15万円)	問い合わせ専用ダイヤル	078-362-9301	https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/kyugyoshien.html
奈良県	施設の休止や営業時間短縮の要請を受けた施設を運営する県内の中小企業及び個人事業主 <u>(6月30日まで)</u>	中小企業20万円 個人事業主10万円	奈良県緊急事態措置コールセンター	0742-27-3600	http://www.pref.nara.jp/55156.htm
和歌山県	新型コロナウイルス感染症の拡大により大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の支援を図るための支援金 <u>(令和3年2月28日まで)</u>	従業員数に応じて、20万円～100万円 (持続化給付金受給者が対象)	和歌山県支援本部相談窓口	073-441-3301	https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060100/d00204233.html

④雇用調整助成金（特例措置）

※雇用調整助成金 ガイドブック（簡易版）より

	特例以外の場合の雇用調整助成金	緊急対応期間(令和2年4月1日から9月30日までの期間)
要件緩和	経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主 生産指標要件(3ヶ月10%以上減少)	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(全業種) 生産指標要件を緩和(1ヶ月5%以上減少)
	被保険者が対象	雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象に含める (緊急雇用安定助成金)
	1年のクーリング期間が必要	クーリング期間を撤廃
	6ヶ月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件を撤廃
	短時間一斉休業のみ	短時間休業の要件を緩和
	休業規模要件 1/20(中小)、1/15(大企業)	併せて、休業規模要件を緩和 1/40(中小)、1/30(大企業)
	残業相殺	残業相殺を停止
助成拡大	出向期間要件 3ヶ月以上1年以内	出向期間要件 1ヶ月以上1年以内
	助成率 2/3(中小) 1/2(大企業)	助成率 4/5(中小)、2/3(大企業) ※解雇等を行わず、雇用を維持している場合、 10/10(中小)、3/4(大企業)
	日額上限額 8,330円	日額上限額 15,000円
	支給限度日数 1年100日、3年150日	同左 + 上記対象期間
申請の負担 軽減	教育訓練が必要な被保険者に対する教育訓練 助成率 2/3(中小)、1/2(大企業) 加算額 1,200円/日	助成率 4/5(中小)、2/3(大企業) ※解雇等を行わず、雇用を維持している場合 10/10(中小)、3/4(大企業) 加算額 2,400円/日(中小)、1,800円/日(大企業)
	計画届は事前提出	計画届の事後提出を認める(1月24日～6月30日) 5月19日～は提出不要

■ 生産性革命推進事業による事業再開支援パッケージ

- 中小企業の事業再開を強力に後押しすべく、持続化補助金等において、**業種別の感染拡大予防ガイドラインに沿った取組への支援を拡充（以下、赤字の部分）**。
（持続化補助金の最大の補助額を、**100万円から150万円へ引き上げ**）

補助上限・補助率	通常枠	特別枠 (類型A)	特別枠 (類型B又はC)
持続化補助金 (販路開拓等)	50万円・2/3	100万円・2/3	100万円・ 3/4
	【事業再開枠】 50万円・定額(10/10) ※		
ものづくり補助金 (設備導入)	1,000万円・ 1/2(小規模 2/3)	1,000万円・2/3	1,000万円・ 3/4
		【事業再開枠】 50万円・定額(10/10)	
IT導入補助金 (IT導入)	450万円・1/2	450万円・2/3	450万円・ 3/4

※クラスター対策が必要と考えられる業種（ナイトクラブ、ライブハウス等）はさらに上限を50万円上乘せ

※事業再開枠の補助額は、総補助額の2分の1以下であること

【事業再開枠の対象】

業種別ガイドライン等に基づく、以下の感染防止対策

- 消毒、マスク、清掃
- 飛沫防止対策（アクリル板・透明ビニールシート等）
- 換気設備
- その他衛生管理（クリーニング、使い捨てアメニティ用品、体温計・サーモカメラ・キースシステム等）
- 掲示・アナウンス（従業員・顧客に感染防止を呼びかけるもの）

【特別枠の申請要件】

補助経費の1/6以上が、以下のいずれかに合致する取組であること

類型A：サプライチェーンの毀損への対応

- (例)
- ・部品調達困難による部品内製化
 - ・出荷先営業停止に伴う新規顧客開拓 等

類型B：非対面型ビジネスモデルへの転換

- (例)
- ・自動精算機、キャッシュレス決済端末の導入
 - ・店舗販売からEC販売へのシフト 等

類型C：テレワーク環境の整備

- (例)
- ・WEB会議システム、PC等を含むシンクライアントシステムの導入

⑤小規模事業者持続化補助金

- **小規模事業者が経営計画**を策定して取り組む**販路開拓等**の取組を支援（一般型）
- 小規模事業者が新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために行う**販路開拓等**の取組を支援（コロナ特別対応型）

<活用事例>（コロナ特別対応型）

- ・新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受ける中でも、営業を継続するため、店内飲食のみであった洋食屋が、出前注文を受け付けるためのwebサイトを作成し、来店しない顧客への販売を開始。
- ・旅館が自動受付機を導入し、非対面型サービスを提供する。
- ・企業向け商品の販売業者が、非対面型によるお客様への営業活動を実施するため、WEB 会議システムを導入。更に、従業員にテレワークを促すため、クラウド上での勤務管理システムやコミュニケーションツールを導入。

【特別枠の申請要件】

補助経費の1/6以上が、以下のいずれかに合致する取組であること

類型A：サプライチェーンの毀損への対応

類型B：非対面型ビジネスモデルへの転換

類型C：テレワーク環境の整備

	通常枠	特別枠(類型A)	特別枠(類型B・C)
対象者	小規模事業者、特定非営利活動法人 ※ 小規模事業者 製造業・宿泊業・娯楽業:20人以下、商業・サービス業:5人以下		
上限・補助率	50万円・2/3	100万円・2/3	100万円・3/4
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・【事業再開枠】50万円・定額(10/10)（消毒、マスク、清掃、飛沫対策、換気、その他衛生管理、掲示・アナウンス等） ・クラスター対策が必要と考えられる業種(ナイトクラブ、ライブハウス等)はさらに上限を50万円上乘せ 		
補助対象経費	①機械装置等費 ②広報費 ③展示会等出展費 ④旅費 ⑤開発費 ⑥資料購入費 ⑦雑役務費 ⑧借料 ⑨専門家謝金 ⑩専門家旅費 ⑪設備処分費 ⑫委託費 ⑬外注費 等		
受付締切	2020年10月2日(第三次)	2020年8月7日(第三次)	
申請方法	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の商工会、商工会議所へ「経営計画書」を提出し「支援機関確認書」を取得 ・コロナ特別枠で概算払いを希望する場合は、自治体で売上減少(前年同月比▲20%以上)の証明書を発行依頼 		
参考情報	持続化補助金事務局(全国商工会連合会:03-6670-2540、日本商工会議所:03-6447-2389) 近畿経済産業局 中小企業課(06-6966-6023)		

⑥ものづくり・商業・サービス補助金

- **新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援**
- **新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるため前向きな投資を行う事業者を補助率を引き上げ、優先的に支援**

<活用事例>

・部品の調達が困難となり、自社で部品の内製化を図るために設備投資を行う
 ・感染症の影響を受けている取引先から新たな部品供給要請を受けて、生産ラインを新設・増強する
 ・中国の自社工場が操業停止し、国内に拠点を移転する

<採択倍率>

状況によって変化するが2～3倍で推移

予算	型	補助率	上限
R1補正	一般型(通常枠)	中小1/2 小規模2/3	1,000万円
	一般型(特別枠)	2/3又は3/4	
	グローバル展開型(新)	中小1/2 小規模2/3	3,000万円
	ビジネスモデル構築型(新)	定額	1億円
R2当初	企業間連携型	中小1/2 小規模2/3	2,000万円/者
	サプライチェーン効率化型(新)	中小1/2 小規模2/3	1,000万円/者

【特別枠の申請要件】

補助経費の**1/6以上**が、以下のいずれかに合致する取組であること

類型A：サプライチェーンの毀損への対応

類型B：非対面型ビジネスモデルへの転換

類型C：テレワーク環境の整備

一般型の概要	通常枠	特別枠(類型A)	特別枠(類型B・C)
対象者	中小企業者(組合を含む)、特定非営利活動法人 ※任意団体、財団法人、社団法人等は対象外		
上限・補助率	1,000万円・1/2(小規模2/3)	1,000万円・2/3	1,000万円・3/4
補助対象経費	【事業再開枠】50万円・定額(10/10) ・消毒、マスク、清掃、飛沫対策、換気、その他衛生管理、掲示・アナウンス		
補助要件	①機械装置・システム構築費 ②技術導入費 ③専門家経費 ④運搬費 ⑤クラウドサービス利用費 ⑥原材料費 ⑦外注費 ⑧知的財産権等関連経費 ⑨広告宣伝・販売促進費(特別枠のみ) ⑩感染防止対策費(事業再開枠のみ)		
補助要件	以下の条件を満たす3~5年の事業計画の策定・実行 ①付加価値額 +3%以上/年 ②給与支給額 +1.5%以上/年 ③事業場内最低賃金 > = 地域別最低賃金 +30円		
受付締切	2020年8月3日(第三次)		申請方法: 電子申請システムのみ(J-Grants)
参考情報	問合せ ものづくり補助金事務局サポートセンター(050-8880-4053)	問合せ 近畿経済産業局 産業技術課(06-6966-6017)	

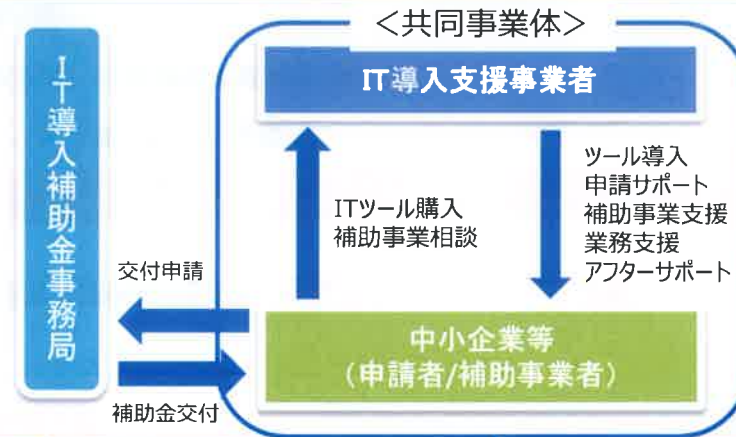
⑦IT導入補助金（サービス等生産性向上IT導入支援事業）

- バックオフィス業務の効率化や新たな顧客獲得など付加価値向上に繋がるITツールの導入を支援

<活用事例>

・事務業務担当の変更や後継者問題など、長年の勘から脱却するべく、補助金を活用して販売管理システムを導入。売上の多い得意先の需要予測や仕入れ単価の推移の見える化を行い、売上が増加した。

・在宅勤務制度を新たに導入するため、テレワークに利用できる業務効率化ツール等を導入する。



【特別枠の申請要件】

補助経費の1/6以上が、以下のいずれかに合致する取組であること

類型 甲：サプライチェーンの毀損への対応

類型 乙：非対面型ビジネスモデルへの転換

類型 丙：テレワーク環境の整備

	通常(A類型)	通常(B類型)	特別枠(C類型)甲	特別枠(C類型)乙丙
対象者	中小企業者等(一定の従業員規模以下の財団法人、社団法人、学校法人、商工会、商工会議所等を含む)			
上限・補助率	30万～150万円・1/2	150万～450万円・1/2	30万～450万円・2/3	30万～450万円・3/4
対象経費	ソフトウェア、クラウド利用費、専門家経費等 ※事前に事務局に登録されるITツールのみ対象		左記のものに加え PC・タブレット等のハードウェアにかかるレンタル費用 も対象	
加点項目 必須要件	①事業計画期間において、「給与支給総額が年率平均1.5%以上向上」		②「事業場内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上」を満たすこと	
	加点項目	必須要件	30万～150万円未満 加点項目 150万～450万円 必須要件	30万～300万円未満 加点項目 300万～450万円 必須要件
受付締切	7月10日(金)(第5次)		7月10日(金)(第4次)	
	※7/10(金)の締切後も年内は申請受付を継続			
参考情報	問合せ先:一般社団法人 サービスデザイン推進協議会(0570-666-424) 当局問合せ先:近畿経済産業局 サービス産業室(06-6966-6053)		申請方法:電子申請(Jgrants)	

⑧ サプライチェーン対策のための国内投資促進事業（外→中）

- **生産拠点の集中度が高い製品・部素材**、又は**国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材**に関し、**国内の生産拠点等の整備**を進めることにより、製品・部素材の円滑な供給を確保するなど、**サプライチェーンの強靱化を図る**ことを目的とします
- 7年ぶりの全国どこでも事業が可能な**立地補助金**

<事業A>

生産拠点の集中度が高い製品・部素材の供給途絶リスク解消のための生産拠点整備事業であって、次のいずれかに該当するもの

① **生産拠点の集中度が高い製品・部素材の国内での生産拠点整備事業**

② **生産拠点の集中度が高い製品・部素材を極力使用しない技術を活用した生産を行う生産拠点整備事業**

<事業B>

一時的な需要増によって需給がひっ迫するおそれのある製品・部素材のうち、**国民が健康な生活を営む上で重要なものの生産拠点等の整備事業**

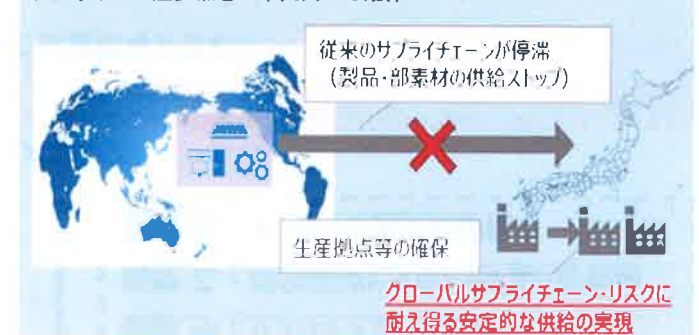
<事業C> ①～③の全てを満たす事業

①複数の中小企業等のグループによる共同事業

②事業Aに該当する事業

③グループ化メリットを有する事業

(例) 海外の生産拠点を日本国内にも確保



	事業A	事業B	事業C
対象者	大企業、中小企業等		中小企業等
補助対象	対象施設： 工場、物流施設 対象設備：対象施設で使用する 設備機械装置		
対象経費	建物取得費、設備費、システム購入費		
補助率	大企業 1/2以内 中小企業等2/3以内	大企業2/3以内 中小企業等3/4以内	中小企業等3/4以内
事業機関	補助上限150億円 原則3年間(大規模投資案件は4年間)		
対象要件	令和2年4月7日より前に对外発表した事業でないこと		
受付締切	令和2年7月22日(水)		
問合せ先	近畿経済産業局 産業課 産業振興室(06-6966-6021)		

⑨海外サプライチェーン多元化等支援事業（外→外）

- 製品・部素材の海外製造拠点の複線化等、**サプライチェーン強靱化**に向けた**設備導入・実証事業・事業実施可能性調査**等を支援（一次公募では設備導入補助のみ）

イメージ図 製品供給元及び部素材製造拠点の多元化



<特別枠の対象>

マスク、人工呼吸器等、国民が健康な生活を営む上で重要であることから、政府が増産や安定供給の要請をしているもの

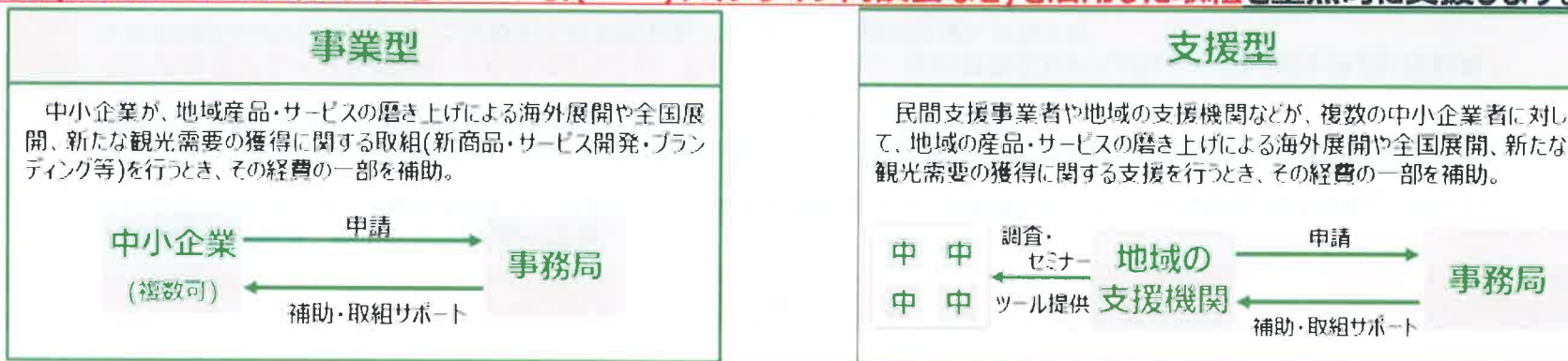
（製品・部素材が特別枠に該当するか否かについては、申請前に経済産業省 貿易振興課までご照会下さい。）

	一般枠	特別枠
対象者	大企業、中小企業、中小企業等グループ※ ※大企業を含まない中小企業で構成された複数社を指し、複数社が連携（水平・垂直問わず）した一つの事業計画の申請を対象とする	
対象事業	日 ASEAN サプライチェーン強靱化に資する、民間団体等の ASEAN 等海外の事業実施法人（海外子会社または海外孫会社）による、製造設備を新設・増設する際の設備投資事業（なお、特別枠については上記参照）	
補助率	中小企業等グループ3/4以内 中小企業2/3以内 大企業1/2以内 に、補助率調整指数（20%～100%）※を乗じた率以内 ※日本ASEANのサプライチェーン強靱化への貢献度合い等に応じて、補助率を更に調整予定	
補助対象経費	製造設備の新設・増設に必要な機械装置の購入及び備付け等に必要な経費	
補助金額	1億円～50億円	100万円～50億円
補助対象期間	交付契約日～令和7（2025）年3月末	交付契約日～令和5（2023）年3月末
公募締切	令和2年6月15日（月） ※2次公募は未定	
参考情報	（独）日本貿易振興機構：03-3582-5410 経済産業省 貿易振興課：03-3501-6759 近畿経済産業局 国際事業課：06-6966-6032	

⑩JAPANブランド育成支援等事業（特別枠）

- 本事業では地域の魅力を秘めた「地域産品」「サービス」の磨き上げやブランド力の強化、発進力の向上を図ることで、新型コロナウイルス感染症に打ち勝つ地域産品・サービスの魅力創出・発信活動・新市場の開拓を支援します

特に、新しい商流(クラウドファンディングや電子商取引(E C)、オンライン商談会など)を活用した取組を重点的に支援します。



特別枠	事業型	支援型
対象者	中小企業者又はその連携体、商工会議所、商工会、企業組合、協同組合 等	
補助上限・補助率	事業型:500万円・2/3以内 ※複数者による共同申請の場合は補助上限:2,000万円)	支援型:2,000万円・2/3以内
対象経費	【事業費】①謝金 ②旅費 ③借損料 ④通訳・翻訳費 ⑤資料購入費 ⑥通信運搬費 ⑦会議費 ⑧広報費 ⑨委託費 ⑩マーケティング調査費 ⑪産業財産権等取得費 ⑫展示会等出展費 ⑬雑役務費 【試作品等開発・評価費】⑭借損料 ⑮委託費 ⑯原材料等費 ⑰機器・設備等費 ⑱設計・デザイン費	
補助期間	交付決定日～令和3年1月15日	
公募期間	<第1ターム> 事前連絡:令和2年6月8日(月)～令和2年6月22日(月) 申請期間:令和2年6月8日(月)～令和2年6月29日(月) <第2ターム> 事前連絡:令和2年6月30日(火)～令和2年7月13日(月) 申請期間:令和2年6月30日(火)～令和2年7月22日(水)	
問合せ先	「JAPANブランド育成支援等事業(特別枠)」事務局 問合せ先E-mail : info@japanbrand.page 公募ページURL : https://japanbrand.online/ 近畿経済産業局 地域ブランド展開支援室(06-6966-6054)	

■ 自治体の支援補助金制度（例）

（令和2年6月15日現在）

	名称	募集締め切り	問合せ先
福井県	新型コロナウイルス対策・新規取引先開拓支援補助金	令和3年3月31日まで	産業技術課 工業・繊維グループ (0776-20-0370)
滋賀県	滋賀県宿泊施設感染症対策等補助金	令和2年6月30日まで	観光振興局感染症対策補助金担当 (077-528-3787)
	食品ロス対策事業費補助金について(新型コロナウイルス関連)	令和2年6月30日まで	琵琶湖環境部循環社会推進課ごみゼロ支援係 (077-528-3472)
京都府	新型コロナウイルス対策企業等緊急応援 (企業グループ支援「助け合いの輪」推進)事業	令和2年8月31日まで	(公財)京都産業21 事業支援部(075-315-8590)
	宿泊施設向け感染防止支援等事業補助金	令和2年6月30日まで	商工労働観光部観光室(075-414-4854)
	多様な働き方推進事業費補助金	令和2年12月28日まで	京都府中小企業団体中央会(075-708-3701)
	中小企業共同型ものづくり支援事業補助金	令和2年6月30日まで	京都産業21 産学公住連携グループ (075-315-9425)
	小規模製造業設備投資等支援事業	令和2年6月30日まで	(公財)京都産業21 産学公住連携グループ (075-315-9425)
京都市	「スタートアップによる新型コロナ課題解決事業」補助金	令和2年6月30日まで	京都高度技術研究所 地域産業活性化本部 (075-366-0164)
大阪府	大阪府文化芸術活動(無観客ライブ配信)支援事業補助金	令和2年7月17日まで	府民文化部 文化・スポーツ室 文化課 (06-6941-0351)
兵庫県	地域企業デジタル活用支援事業	令和2年7月31日まで	公益社団法人 新産業創造研究機構 (078-306-6805)
神戸市	神戸市中小法人等の店舗家賃負担軽減補助金	令和2年6月30日まで	専門コールセンター(078-891-5212)
	神戸市内中小企業チャレンジ支援補助金 (中小企業等の事業継続や売上向上への支援)	令和2年6月30日まで	専門コールセンター(078-891-3906)
和歌山県	事業継続推進事業費補助金	令和2年6月30日まで	支援本部相談窓口(073-441-3301)

<新型コロナウイルスに関連する都道府県、市町村などの各自治体の支援策を紹介する中小企業基盤整備機構の情報サイト>

「J-Net21」(新型コロナウイルス関連(都道府県別)) <https://j-net21.smrj.go.jp/support/tsdlje0000085bc.html>

⑪無利子融資（政府系金融機関）

- **新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に業況悪化**を来している中小企業に対して「**新型コロナウイルス感染症特別貸付**」、「**危機対応融資**」等を提供し、「**特別利子補給制度**」を併用することで、**実質的な無利子化**を実現

<日本公庫の「**新型コロナウイルス感染症特別貸付**」・商工中金の「**危機対応融資**」>

	国民生活事業	中小企業事業／商工中金
融資対象	<ul style="list-style-type: none"> ・最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期比で▲5%以上 ・上記で単純に比較出来ない場合は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して▲5%以上 a過去3ヶ月の平均売上高、b令和元年12月の売上高、c令和元年10月～12月の売上高平均額 	
資金用途	運転資金、設備資金	
担保	無担保 ※（「 新型コロナウイルス対策マル経融資 」の場合は 無担保・無保証人 で融資可能）	
貸付期間	運転資金15年以内、設備資金20年以内（うち 元本据置き期間 5年以内 ）	
融資限度額（別枠）	8,000万円（拡充前6,000万円）	6億円（拡充前3億円）
金利	当初3年間 基準金利▲0.9% 4年目以降基準金利 ※金利は令和2年5月1日時点、貸付期間5年、信用力や担保の有無にかかわらず一律 1.36%→0.46%	
利下げ限度額	4,000万円（拡充前3,000万円）	2億円（拡充前1億円）
既往債務の借換え	日本公庫の既往債務、商工中金の 危機対応融資 の既往債務の借換えも可能	
遡及適用	令和2年1月29日以降に日本公庫等から借入を行った場合、要件に合致する場合は 遡及適用可能	

※生活衛生関係の事業者（飲食業、旅館業等）に対しては、「**生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付**」を実施。融資内容は上記の国民生活事業と同内容。

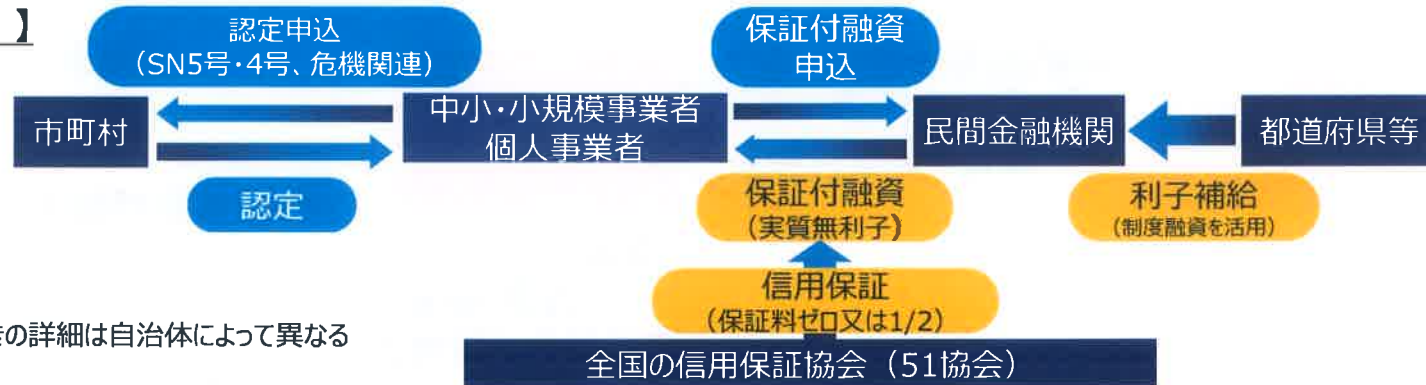
<特別利子補給制度> ※利子補給の申請方法等、具体的な手続きについては、詳細が固まり次第中小企業庁HP等で公表予定

	国民生活事業	中小企業事業／商工中金
対象要件	上記融資等の申込み時点の最近1ヶ月又はその後2ヶ月の3ヶ月間のうちいずれか1ヶ月と前年又は前々年同月の売上高を比較 ①個人事業主 ：要件なし（▲5%） ②小規模事業者 ：売上高▲15%以上 ③中小企業者 ：売上高▲20%以上	
対象期間	借入後当初3年間	
対象上限	4,000万円（拡充前3,000万円）	2億円（拡充前1億円）

⑫無利子融資（民間金融機関）

- **都道府県等による制度融資を活用し、民間金融機関にも実質無利子・無担保融資を拡大。信用保証（セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証）の保証料を半額又はゼロにします。**

【申請の流れ（※）】



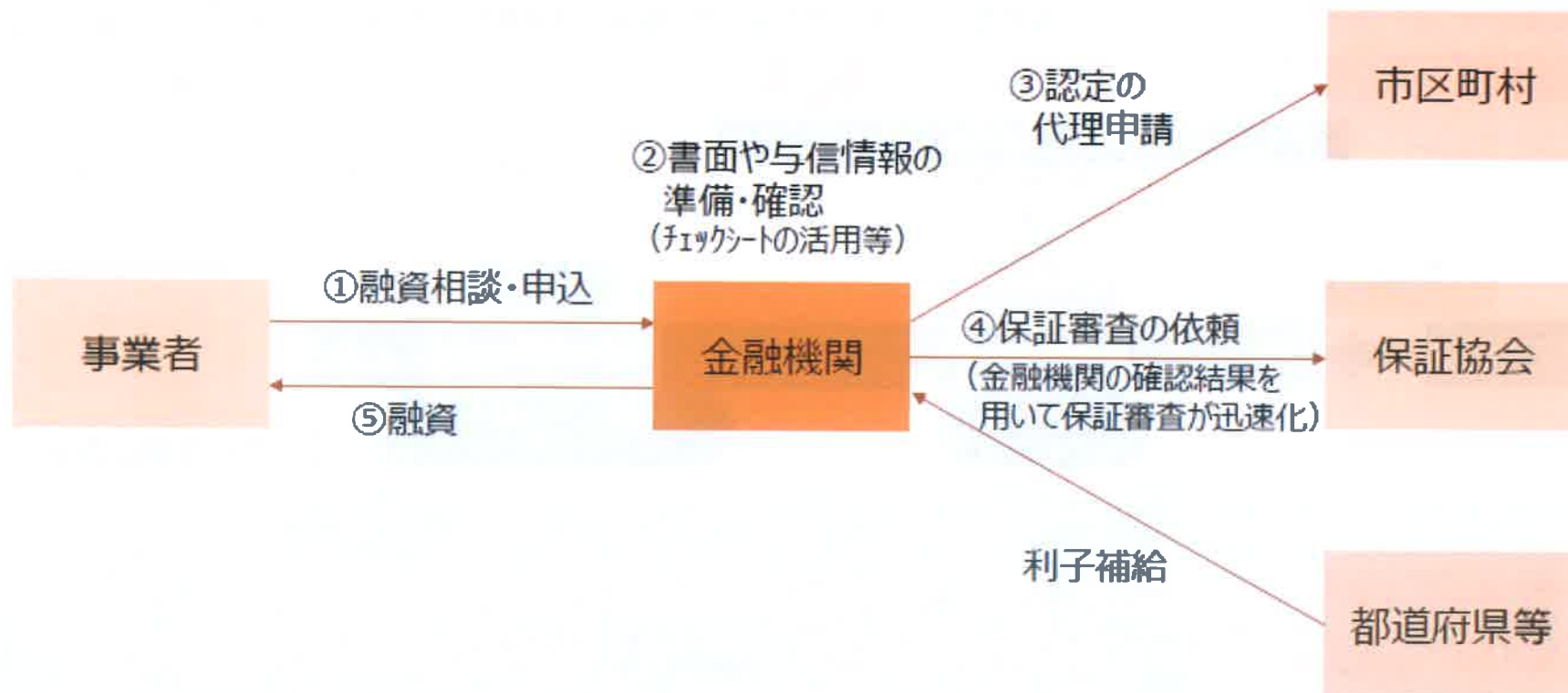
※上記は基本事例。手続きの詳細は自治体によって異なる

項目	内容	
対象要件	新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少した事業者（セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証の認定を受けた事業者が対象）	
補助期間	保証料は全期間、利子補給は当初3年間	
据置期間	最大5年・無担保・経営者保証非徴求（原則）	
融資上限額	4,000万円（3,000万円から拡充）	
	売上高▲5% （SN保証5号）	売上高▲15% （危機関連保証▲15%、SN保証4号▲20%）
個人事業主	信用保証料ゼロ、金利ゼロ	
法人	信用保証料1/2	保証料ゼロ、金利ゼロ

⑬ 金融機関ワンストップ手続き

- 民間実質無利子融資の円滑かつ迅速な実施に向け、あらゆるリソースを最大限に活用し、金融機関がワンストップで効率的、迅速に各種手続きを行う。

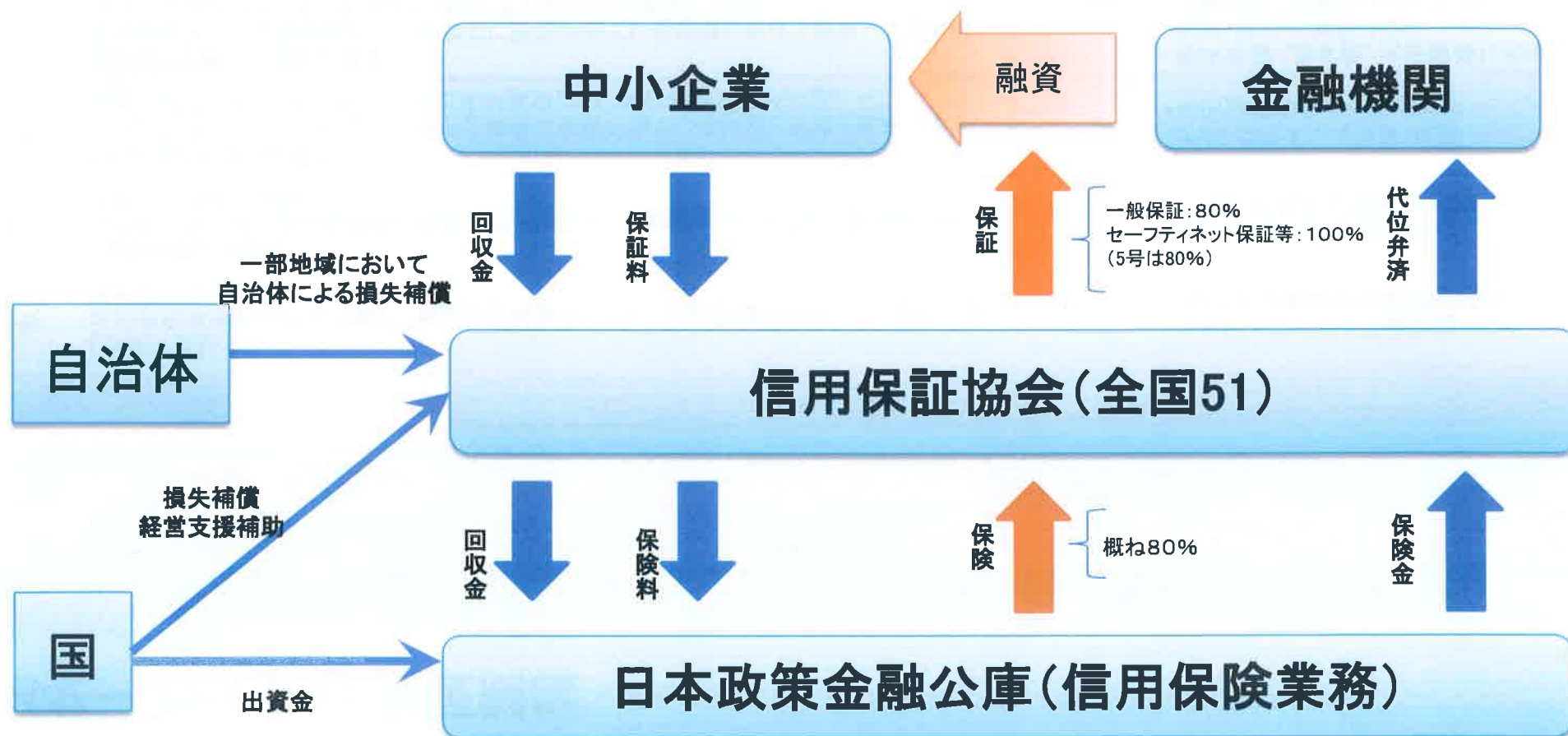
金融機関によるワンストップ手続きのイメージ



※事業者の利便性の観点から、自治体によっては、スキームの一部が異なる場合もある。

■ 信用補完制度の概要

- 一般に、中小企業・小規模事業者は信用力に乏しく、民間金融機関だけで資金繰りを円滑に進めることは困難。このため、各地の信用保証協会が、中小企業の民間金融機関からの借入れに対して保証を行い、返済が滞った際には、代わって債務の支払いを実施(代位弁済)。



⑭セーフティネット保証制度

- セーフティネット保証制度とは、取引先の倒産、自然災害、構造的な不況等によって、経営の安定に支障が生じている中小企業者を、**一般保証（最大2億8千万円の保証枠）**とは**別枠（最大2億8千万円）の保証の対象**とする制度。

	対象事業者 (以下の事象により経営の安定に支障を生ずる場合)	保証割合	適用例
1号	【連鎖倒産防止】 大型倒産事業者を告示で指定。当該指定事業者に対し、売掛債権等を有している中小企業者が対象		・エルピーダの更生手続開始(H24) ・タカタの民事再生手続開始(H29)
2号	【事業活動の制限】 事業所の閉鎖等、事業者の取引制限を告示で指定。当該事業者との直接・間接取引先の中小企業者が対象。		・さけ・ます流し網漁禁止(H28.2) ・三菱自動車の生産縮小(H28.5)
3号	【事故等の突発的災害】 突発的な事故等により相当数の中小企業者に影響が出ている地域と業種を告示で指定。当該地域内の中小企業者あって、売上等が減少している中小企業者が対象。		・ナホトカ号流出油災害(H.9) ・有明海の手付草の不作(H13)
4号	【自然災害等の突発的災害】 自然災害等により相当数の中小企業者に影響が出ている地域を告示で指定。当該地域の中小企業者であって、売上等が減少している中小企業者が対象。	100%	・熊本地震(熊本県、大分県等)(H28.4) ・新潟・福井の大雪(H29) ・平成30年7月豪雨(H30.7)等
5号	【不況業種】 全国的な不況業種を告示で指定。当該業種に属し、売上等が減少している中小企業者が対象。	80% ※	・不況業種を指定(H31.2月時点 207業種) ・リーマンショックへの対応を実施 ・Sars、鳥インフルエンザ
6号	【破綻金融機関】 破綻金融機関と金融取引を行っていた中小企業者が対象	100%	・日本振興銀行の破綻(H22年)
7号	【金融機関の経営の合理化】 支店の削減等、経営合理化により中小企業向け貸出が減少している金融機関を告示で指定。当該からの借入残高が減少等している中小企業者が対象	80%	
8号	【RCCへの債権譲渡】 RCC(整理回収機構)に貸付債権が譲渡された中小企業者であって、事業の再生が可能な中小企業者が対象	80%	

※SN5号の保証割合は、2018年3月以前は100%

⑮危機関連保証（3階建ての信用保証枠）

- 新型コロナウイルス感染症の被害を受けた中小企業者の資金繰り支援のため、全国的な資金繰り支援対策として、3階建ての信用保証枠を発動。

<危機関連保証>

■内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため、全国的な資金繰りの状況を示す客観的な指標である資金繰りD I等が、リーマンショック時や東日本大震災時等と同程度に短期かつ急速に低下することにより、我が国の中小企業について著しい信用の収縮が全国的に生じていることが確認でき、国として危機関連保証を実施する必要があると認める場合に、実際に売上高等が減少している中小企業者を支援するための措置。

■本措置は、危機の状況が去った段階で速やかに終了しなければ市場を歪めることにもなりかねないため、原則1年以内と予め期限を区切って実施する。（ただし、経済産業大臣が認める場合には、更に1年の延長が可能。）

<危機関連保証>

- ・対象：売上高が前年同月比▲15%以上
- ・保証割合：100%
- ・無担保：8千万円（最大2億8千万円）

<セーフティネット保証4号>

- ・対象：売上高が前年同月比▲20%以上
- ・保証割合：100%
- ・無担保：8千万円（最大：2億8千万円）

<セーフティネット保証5号>

- ・対象：売上高が前年同月比▲5%以上
- ・保証割合：80%
- ・無担保：8千万円（最大：2億8千万円）

<一般保証>

- ・保証割合：80%
- ・無担保：8千万円（最大：2億8千万円）

無担保で
最大2億4千万円
まで保証可能

※令和2年3月13日から、業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の事業者等について認定基準の運用を緩和（過去3ヶ月（最近1ヶ月）の平均売上高の比較等）